6 岩 城 幹 議員

1 栄団地における消防用設備について



1 栄団地における消防用設備について

住宅セーフティーネットの根幹である町営住宅が町民の安心の住まいとなることを求め、一般質問いたします。

公営住宅法は第3条で、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、 低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときは、公営住宅の 供給を行わなければならないと、地方自治体は町営住宅の供給を義務づけられて います。

こうした公営住宅には、高齢者や障害のある方等、常時多数の世帯が生活し、 日常的に火気を使用することから、出火の危険性が高い防火対象物であり、消防 法第17条第1項の規定により、他の防火対象物と同様にその規模等に応じた消 防用設備等の設置及び維持が義務付けられています。

こうした中、平成19年4月1日以前に設計された町営住宅につきましては、 平成7年10月に通知された、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の 特例、220号通知基準に基づき、共同住宅等に設置すべき消防用設備等の設置 免除等の特例が認められておりますが、この特例につきましては、構造によって は火災の危険性が著しく少ないと認められるものであることが条件になっており ます。

しかしながら、その後、近年の社会的形態やライフスタイルの変化、共同住宅の大規模化、高層化、多様化、複合用途化等、社会の変化を踏まえ、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備に関し、必要な事項を定めた省令が平成19年4月1日に施行され、平成19年4月1日以降に設計された町営住宅につきましては、220号通知基準の基本的な枠組みは残しながら、性能規定の概念を導入し、性能と避難安全支援性能の強化を図り、住宅用消火器及び消火器具、共同住宅用スプリンクラー、共同住宅用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備の設置が新たに位置づけられております。

これらを受けて、次の点についてお伺いいたします。

1項めは、栄団地の建設に向け消防設備等については、消防法や建築基準法などの関係法令に基づく中で整備することで消防署との協議を行い、同意を得ていると考えますが、協議内容についてお伺いいたします。

2項めは、平成19年4月1日以降に設計された栄団地は延べ面積が5,00 0㎡を超え、平成19年4月1日に施行された省令の対象となる防火対象物にな っていると考えますが、省令で規定されている住宅用自火報設備及び共同住宅用 非常警報設備や屋内消火栓設備が設置されていないと思われます。

防火管理者選任を含め、共同住宅としての今後の対応と見通しについて町長の見解をお伺いいたします。

【答 弁】

町 長:

1項めは、消防用設備等に関する消防署との協議の内容についてであります。 栄団地の消防用設備等に係る岩内・寿都地方消防組合、岩内消防署との協議 については、平成20年の実施設計の段階で、計画段階の図面を基に共同用住 宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例認定の適用の有無や設置が必要 な消防用設備について協議を行っており、特例認定の要件を満たしていること や設置が必要な消防用設備として、消火器・住宅用火災警報器・非常警報設備 ・誘導標識・避難器具の設置について回答を得ているところであります。

2項めは、省令で規定された消防用設備等が設置されていないと思うが、防 火管理者選任も含めた今後の対応と見通しについてであります。

栄団地においては、防火管理者を選任しているところではありますが、消防 用設備等につきましては、第3回定例会において、実施設計の段階で設置すべ き消防用設備等に係る特例の適用の有無を岩内消防署と協議する中で、自動火 災報知設備の設置が必要無い旨、岩内消防署より回答を得ていること、また、 建築工事に着手する前には、建築基準法に規程される建築確認申請書を提出し、 建築主事の確認を受ける手続きの中で、消防署長の同意を得ることとされてお り、各町営住宅の消防設備等についても規程に違反がないとされ消防署長の同 意を得たうえで確認済証の交付を受けている旨、答弁をしているところであり ます。

町としましては、こうした町営住宅の消防用設備等に関するご質問であったことから、当時、設計を委託した建設コンサルタントに対して、既存の町営住宅の消防用設備等が、省令の施行前後において要求される消防用設備等についての違いやその経緯、改善等の必要性などを再確認するように求めていたところであります。

また、これとは別に、岩内消防署においてもあらためて確認調査を行ったところ、栄団地においては、平成17年3月25日公布、平成19年4月1日施行の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に基づく指導がなされず、かつ、確認申請時の同意についても誤った判断をしていたことが確認されたとのことであります。

こうしたことから、岩内消防署においては、誤った判断に至った経緯や町に対しての改善方針について検討を進めているとのことであり、近日中には、町に対して正式に消防用設備等の改善措置が求められるものと伺っております。

従いまして、町としましては、こうした事実が確認されたことから、法令に適合した消防用設備等の設置に向け、入居者への丁寧な説明に加え、改善費用の積算などを行い、予算手続きを取りながら、事業の実施に向けた対応が必要となるものと考えております。